

兵庫県公報

平成31年4月26日 金曜日 第3100号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 指定代理納付者の指定（税務課）	1
○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会福祉課）	2
○ 令和元年度狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	5
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	10
○ 月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務の委託（県立教育研修所）	11
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14

告 示

兵庫県告示第485号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成31年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 北本 敏

(2) 住所 加古川市加古川町溝之口151番地の1 エンブレイス加古川603号

2 契約の期間の始期

平成31年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後支払い

~~~~~

### 兵庫県告示第486号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

- (1) 三井住友カード株式会社  
代表取締役社長 大 西 幸 彦  
大阪市中央区今橋4丁目5番15号
- (2) 株式会社みなとカード  
代表取締役社長 園 尾 善 雄  
神戸市中央区西町35番地
- 2 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入  
自動車税
- 3 平成31年度における指定代理納付者による代理納付の受付期間  
令和元年5月2日から同月31日まで



**兵庫県告示第487号**

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、令和元年5月1日から施行する。

平成31年4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1、2及び3を次のように改める。

1 区域担当民生委員・児童委員の定数

| 市 名   | 定 数   | 町 名  | 定 数      |
|-------|-------|------|----------|
| 洲本市   | 126   | 川辺郡  |          |
| 芦屋市   | 111   | 猪名川町 | 60       |
| 伊丹市   | 249   | 多可郡  |          |
| 相生市   | 64    | 多可町  | 61       |
| 豊岡市   | 210   | 加古郡  |          |
| 加古川市  | 405   | 稲美町  | 58       |
| たつの市  | 160   | 播磨町  | 63       |
| 赤穂市   | 106   | 神崎郡  |          |
| 西脇市   | 87    | 神河町  | 36       |
| 宝塚市   | 294   | 市川町  | 34       |
| 三木市   | 165   | 福崎町  | 50       |
| 高砂市   | 167   | 揖保郡  |          |
| 川西市   | 241   | 太子町  | 52       |
| 小野市   | 102   | 赤穂郡  |          |
| 三田市   | 218   | 上郡町  | 46       |
| 加西市   | 116   | 佐用郡  |          |
| 丹波篠山市 | 131   | 佐用町  | 66       |
| 養父市   | 104   | 美方郡  |          |
| 丹波市   | 183   | 香美町  | 57       |
| 南あわじ市 | 149   | 新温泉町 | 49       |
| 朝来市   | 132   |      |          |
| 淡路市   | 162   |      |          |
| 宍粟市   | 125   |      |          |
| 加東市   | 96    |      |          |
| 市部計   | 3,903 | 郡部計  | 632      |
|       |       |      | 総計 4,535 |

2 主任児童委員の定数

| 市 名   | 定 数 | 町 名  | 定 数    |
|-------|-----|------|--------|
| 洲本市   | 5   | 川辺郡  |        |
| 芦屋市   | 6   | 猪名川町 | 3      |
| 伊丹市   | 9   | 多可郡  |        |
| 相生市   | 3   | 多可町  | 6      |
| 豊岡市   | 13  | 加古郡  |        |
| 加古川市  | 22  | 稲美町  | 5      |
| たつの市  | 10  | 播磨町  | 4      |
| 赤穂市   | 5   | 神崎郡  |        |
| 西脇市   | 5   | 神河町  | 2      |
| 宝塚市   | 19  | 市川町  | 2      |
| 三木市   | 11  | 福崎町  | 3      |
| 高砂市   | 9   | 揖保郡  |        |
| 川西市   | 16  | 太子町  | 3      |
| 小野市   | 7   | 赤穂郡  |        |
| 三田市   | 10  | 上郡町  | 3      |
| 加西市   | 4   | 佐用郡  |        |
| 丹波篠山市 | 6   | 佐用町  | 4      |
| 養父市   | 8   | 美方郡  |        |
| 丹波市   | 13  | 香美町  | 6      |
| 南あわじ市 | 9   | 新温泉町 | 4      |
| 朝来市   | 9   |      |        |
| 淡路市   | 11  |      |        |
| 宍粟市   | 9   |      |        |
| 加東市   | 7   |      |        |
| 市部計   | 226 | 郡部計  | 45     |
|       |     |      | 総計 271 |

## 3 民生委員協議会を組織する区域

| 市名  | 民生委員協議会名 | 区域                                                      |
|-----|----------|---------------------------------------------------------|
| 洲本市 | 洲本地区     | 洲本第一校区 洲本第二校区 洲本第三校区 加茂校区 大野校区 由良校区 中川原校区 安乎校区 広田校区の一部  |
|     | 五色地区     | 都志校区 鮎原校区 広石校区 鳥飼校区 堺校区                                 |
| 伊丹市 | 北部地区     | 天神川校区 桜台校区 花里校区 瑞穂校区 緑ヶ丘校区 稲野校区の一部 伊丹校区の一部              |
|     | 南部地区     | 昆陽里校区 摂陽校区 鈴原校区 笹原校区 南校区 有岡校区 神津校区 稲野校区の一部 伊丹校区の一部      |
| 豊岡市 | 豊岡       | 豊岡校区 八条校区 三江校区 田鶴野校区 五荘校区 新田校区 中筋校区 奈佐校区 港東校区 港西校区 神美校区 |
|     | 城崎       | 城崎校区                                                    |
|     | 竹野       | 竹野南校区 中竹野校区 竹野校区                                        |
|     | 日高       | 府中校区 八代校区 日高校区 静修校区 三方校区 清滝校区 西気校区                      |
|     | 出石       | 弘道校区 福住校区 寺坂校区 小坂校区 小野校区                                |
|     | 但東       | 資母校区 合橋校区 高橋校区                                          |

|      |                  |                                                                           |
|------|------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 加古川市 | 加古川              | 加古川校区 鳩里校区                                                                |
|      | 氷丘               | 氷丘校区 氷丘南校区                                                                |
|      | 加古川北             | 神野校区 陵北校区 八幡校区                                                            |
|      | 野口               | 野口校区 野口北校区 野口南校区                                                          |
|      | 平岡               | 平岡校区 平岡南校区 平岡東校区 平岡北校区                                                    |
|      | 浜の宮              | 尾上校区 浜の宮校区 若宮校区 別府校区                                                      |
|      | 両荘               | 平荘校区 上荘校区                                                                 |
|      | 加古川西             | 東神吉校区 東神吉南校区 西神吉校区 川西校区                                                   |
| 志方   | 志方校区 志方東校区 志方西校区 |                                                                           |
| たつの市 | 龍野               | 龍野校区 小宅校区 揖西東校区 揖西西校区 揖保校区 誉田校区 神岡校区                                      |
|      | 揖保川              | 半田校区 神部校区 河内校区                                                            |
|      | 新宮               | 西栗栖校区 播磨高原校区 東栗栖校区 香島校区 新宮校区 越部校区                                         |
|      | 御津               | 御津校区 室津校区                                                                 |
| 西脇市  | 西脇               | 西脇校区 日野校区 重春校区 比延校区 双葉校区 芳田校区                                             |
|      | 黒田庄              | 楠丘校区 桜丘校区                                                                 |
| 宝塚市  | 第1地区             | 仁川校区 高司校区 良元校区 未成校区 光明校区                                                  |
|      | 第2地区             | 宝塚第一校区 逆瀬台校区 未広校区 西山校区                                                    |
|      | 第3校区             | 宝塚校区 すみれガ丘校区 売布校区                                                         |
|      | 第4校区             | 安倉校区 安倉北校区 小浜校区 美座校区                                                      |
|      | 第5校区             | 長尾校区 長尾南校区 丸橋校区                                                           |
|      | 第6校区             | 中山五月台校区 中山桜台校区 山手台校区 長尾台校区                                                |
|      | 第7校区             | 西谷校区                                                                      |
| 三木市  | 三木               | 三樹校区 平田校区 三木校区 別所校区 志染校区 口吉川校区 豊地校区 瑞穂校区 緑が丘校区 緑が丘東校区 自由が丘校区 自由が丘東校区 広野校区 |
|      | 吉川               | 東吉川校区 中吉川南校区 上吉川校区 みなぎ台校区                                                 |
| 川西市  | 中央               | 川西校区 桜が丘校区 川西北校区                                                          |
|      | 南                | 加茂校区 加茂西校区 久代校区                                                           |
|      | 多田               | 多田校区 多田東校区 明峰校区                                                           |
|      | 多田西              | 緑台校区 陽明校区 清和台校区 清和台南校区 けやき坂校区                                             |
|      | 東谷               | 東谷校区 北陵校区 牧の台校区                                                           |
| 養父市  | 八鹿               | 八鹿校区 小佐校区 高柳校区 伊佐校区 宿南校区                                                  |
|      | 養父               | 養父校区 広谷校区 浅野校区 三谷校区 建屋校区                                                  |
|      | 大屋               | 口大屋校区 大屋校区 南谷校区 西谷校区                                                      |
|      | 関宮               | 関宮校区 大谷校区 出合校区 熊次校区                                                       |
| 丹波市  | 柏原               | 崇広校区 新井校区                                                                 |
|      | 氷上               | 中央校区 東校区 西校区 南校区 北校区                                                      |
|      | 青垣               | 佐治校区 芦田校区 神楽校区 遠阪校区                                                       |
|      | 春日               | 黒井校区 春日部校区 大路校区 進修校区 船城校区                                                 |
|      | 山南               | 上久下校区 久下校区 小川校区 和田校区                                                      |
|      | 市島               | 竹田校区 前山校区 吉見校区 鴨庄校区 美和校区                                                  |

|       |      |                                              |
|-------|------|----------------------------------------------|
| 南あわじ市 | 緑    | 広田校区 倭文校区                                    |
|       | 西淡   | 松帆校区 湊校区 津井校区 丸山校区 阿那賀校区 伊加利校区 志知校区          |
|       | 三原   | 榎列校区 八木校区 市校区 神代校区 志知校区                      |
|       | 南淡   | 福良校区 賀集校区 北阿万校区 阿万校区 灘校区 沼島校区                |
| 朝来市   | 生野   | 生野校区 栢原校区 奥銀谷校区                              |
|       | 和田山  | 糸井校区 大蔵校区 枚田校区 東河校区 竹田校区                     |
|       | 山東   | 梁瀬校区 栗鹿校区 与布土校区                              |
|       | 朝来   | 中川校区 山口校区                                    |
| 淡路市   | 津名   | 塩田校区 志筑校区 中田校区 生穂第一校区 生穂第二校区 佐野校区 大町校区       |
|       | 北淡   | 仁井校区 野島校区 富島校区 浅野校区 育波校区 生田校区 室津校区           |
|       | 一宮   | 尾崎校区 郡家校区 多賀校区 江井校区 柳沢校区 山田校区                |
|       | 岩屋   | 石屋校区                                         |
|       | 東浦   | 釜口校区 学習校区 浦校区                                |
| 宍粟市   | 山崎   | 山崎校区 城下校区 戸原校区 河東校区 神野校区 伊水校区 都多校区 土万校区 菅野校区 |
|       | 一宮   | 神戸校区 染河内校区 下三方校区 三方校区 繁盛校区                   |
|       | 波賀   | 波賀校区 野原校区 道谷校区                               |
|       | 千種   | 南校区 北校区 東校区                                  |
| 加東市   | 社地区  | 社校区 福田校区 米田校区 三草校区 鴨川校区                      |
|       | 滝野地区 | 滝野東校区 滝野南校区                                  |
|       | 東条地区 | 東条西校区 東条東校区                                  |

その他の市町においては、管内を1地区とする。



**兵庫県告示第488号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和元年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の日時、区分及び実施場所

|       | 日 時              | 区 分                    | 実施場所                              |
|-------|------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 第1回試験 | 令和元年<br>7月19日（金） | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館        |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    |                                   |
|       | 同月27日（土）         | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    |                                   |

|       |                  |                        |              |                                   |
|-------|------------------|------------------------|--------------|-----------------------------------|
|       | 令和元年<br>8月10日(土) | 午前10時10分から<br>正午まで     | 知識試験<br>適性試験 | 南あわじ市市三條880<br>南あわじ市中央公民館         |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 同 日              | 午前10時10分から<br>正午まで     | 知識試験<br>適性試験 | 養父市八鹿町国木594番地10号<br>兵庫県立但馬長寿の郷    |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
| 第2回試験 | 令和元年<br>9月2日(月)  | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館        |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 同月7日(土)          | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 三田市天神1丁目5番33号<br>三田市商工会館          |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 同月16日(月)<br>(祝)  | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|       |                  | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |

- (注) 1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。  
 2 令和元年8月10日(土)実施の試験については、わな猟免許のみ実施する。  
 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごと)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び各県民局・県民センター農林(水産)振興事務所において、令和元年6月初旬から配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごと)

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書(原本) 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ日に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

|       | 受付期間                                                                                                           | 受付時間                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第1回試験 | 令和元年6月3日(月)から同月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。<br>なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、令和元年6月3日(月)から同月20日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。      | 午前9時から午後5時まで<br>(正午から午後1時までを除く。) |
| 第2回試験 | 令和元年7月22日(月)から同年8月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。<br>なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、令和元年7月22日(月)から同年8月9日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。 |                                  |

(3) 提出先

郵便番号 650-8567 (兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要)  
兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班  
(朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 手数料

5,200円 (知識試験の一部を免除される者は3,900円) 相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

可否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し、発表する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班  
電話 (078) 341-7711 (代表) 内線3333



**兵庫県告示第489号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成31年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習及び適性検査の日時及び場所

| 開催事務所名                | 期 日              | 時 間                 | 場 所                                   |
|-----------------------|------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 神戸県民センター<br>神戸農林振興事務所 | 令和元年<br>7月31日(水) | 午後1時30分から<br>午後5時まで | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター大ホール |
| 同 上                   | 同 年<br>9月13日(金)  | 同 上                 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター小ホール |
| 阪神北県民局<br>阪神農林振興事務所   | 同 年<br>7月10日(水)  | 同 上                 | 西宮市六湛寺町10番11号<br>西宮市民会館1階大会議室         |
| 同 上                   | 同月22日(月)         | 同 上                 | 三田市川除675番地<br>三田市総合福祉保健センター1階多目的ホール   |

|                              |                  |                        |                                               |
|------------------------------|------------------|------------------------|-----------------------------------------------|
| 東播磨県民局<br>加古川農林水産振興<br>事務所   | 同 年<br>7月23日 (火) | 同 上                    | 高砂市阿弥陀町生石61番地2<br>ふれあいの郷生石研修センター2階研修室         |
| 北播磨県民局<br>加東農林振興事務所          | 同 年<br>7月10日 (水) | 同 上                    | 加東市社26<br>加東市社福祉センターレクリエーション室                 |
| 中播磨県民センター<br>姫路農林水産振興事<br>務所 | 同 年<br>7月10日 (水) | 同 上                    | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館                    |
| 西播磨県民局<br>光都農林振興事務所          | 同 年<br>7月11日 (木) | 午後1時30分から<br>午後5時30分まで | たつの市新宮町平野111番地1<br>たつの市新宮ふれあい福祉会館             |
| 但馬県民局<br>豊岡農林水産振興事<br>務所     | 同 年<br>7月31日 (水) | 午後1時30分から<br>午後5時まで    | 豊岡市日高町国分寺850番地<br>豊岡市日高農村環境改善センター多目的ホ<br>ール   |
| 但馬県民局<br>朝来農林振興事務所           | 同 年<br>7月5日 (金)  | 同 上                    | 朝来市和田山町玉置877番地1<br>朝来市文化会館和田山ジュピターホール小<br>ホール |
| 丹波県民局<br>丹波農林振興事務所           | 同 年<br>7月17日 (水) | 同 上                    | 丹波市柏原町柏原5600番地<br>兵庫県立丹波の森公苑                  |
| 淡路県民局<br>洲本農林水産振興事<br>務所     | 同 年<br>7月18日 (木) | 同 上                    | 洲本市塩屋1丁目1番17号<br>洲本市文化体育館1階会議室                |

## 2 対象者

兵庫県に住所（住民登録）を有する者で、令和元年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者

## 3 更新申請の手続

## (1) 提出書類

## ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各県民局・県民センター農林（水産）振興事務所において配布する。

## イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許更新申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

## ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書（原本） 1通

## (7) 申請時に銃砲所持許可証を有する者

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目までの見開き）

## (8) 申請時に銃砲所持許可証を有していない者

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可）

## (2) 提出期間

講習及び適性検査の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

## (3) 提出先

住所地を所管する県民局・県民センター農林（水産）振興事務所



- (4) 手数料  
2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。
- (5) その他  
受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



**兵庫県告示第490号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
上野製薬株式会社伊丹工場  
伊丹市東有岡1丁目127番地  
工場長 浜 田 英 樹
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
上野製薬株式会社伊丹工場  
伊丹市東有岡1丁目127番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |           |           |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 種                                                | 類                       | 46号口 ろ過施設 |           |
| 能                                                | 力                       | 8,000kg/時 |           |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後       |           |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 着手後10日    |           |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 完成後       |           |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 24時間連続    |           |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし        |           |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通常        | 最大        |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 6         | 5~7       |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 900,000   | 1,000,000 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 900,000   | 1,000,000 |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)  | —         | —         |
|                                                  | 窒素含有<br>量<br>(単位 mg/L)  | —         | —         |
|                                                  | 燐含有<br>量<br>(単位 mg/L)   | —         | —         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 39        | 43        |

備考 汚水等は全量製品となるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成31年 4月26日から令和元年 5月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第491号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年 2月 4日から同月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区井吹台北町及び櫛谷町地内



**兵庫県告示第492号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年11月19日から平成31年 3月25日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園口四丁目地内



**兵庫県告示第493号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成31年 3月25日から同年 4月 9日まで
- 3 作業地域  
西宮市両度町地内



**兵庫県告示第494号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合  
事務所の所在地 加古郡稲美町国安 2丁目198番地  
設立認可の年月日 平成13年 8月24日

2 届出の内容

|      |         |              |
|------|---------|--------------|
|      | 氏 名     | 住 所          |
| 退任理事 | 上 塚 吉 宏 | 加古郡稲美町国安93番地 |



**兵庫県告示第495号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務を委託した。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
月刊兵庫教育に係る頒布代金
- 2 委託した事務の範囲  
月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市中央区北長狭通 4丁目 7番34号  
一般財団法人兵庫県学校厚生会 理事長 川 原 芳 和
- 4 委託年月日  
平成31年 4月 1日
- 5 収納の方法  
収納受託者は、頒布代金の収納をするときは、その権限があることを示す証票又はその権限を証明する書類を収納義務者に示すものとする。

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地              | 面積 (㎡)   | 地 目  |
|----------|--------------------|----------|------|
| 1        | 西宮市鳴尾浜三丁目 7番 3ほか   | 4,306.81 | 宅地   |
| 2        | 豊岡市出石町弘原字元七軒町71番 2 | 266.41   | 宅地   |
| 3        | 淡路市郡家字清水649番ほか     | 9,258.66 | 学校用地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者

- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成31年4月26日（金）から令和元年5月24日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県庁2号館会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
令和元年5月30日（木）午後2時から
- (2) 物件番号2  
ア 場所  
豊岡市出石町下谷35-1  
県立出石高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
令和元年5月28日（火）午後1時30分から
- (3) 物件番号3  
ア 場所  
淡路市富島171-2  
県立淡路高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
令和元年5月29日（水）午後1時30分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。  
(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市翠ヶ丘町159番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号  
パナソニックホームズ株式会社 代表取締役 松 下 龍 二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成31年 3月28日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-2-2号(30芦屋)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市末広一丁目16番6、27番の一部、28番1、29番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都西東京市北原町三丁目2番22号  
株式会社アーネストワン 代表取締役 松 林 重 行
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年12月13日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-14-2号(30三木)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市北条町横尾字東川向405番、406番、417番から422番まで、427番1、428番、432番1  
同 市北条町横尾一丁目16番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原 田 健
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成31年3月29日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10-2号（30加西）

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第139号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年4月26日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
令和元年7月27日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
令和元年5月7日（火）から同年7月8日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(8) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

10 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3424